

## NPO 法人テニスネットかごしまテニススクール会員規約

(名称)

第1条 本スクールの名称は、NPO 法人テニスネットかごしまテニススクールという。

(事務所)

第2条 本スクールは、主たる事務所を鹿児島市郡山岳町 2731 番地に置く。

(目的)

第3条 本スクールは、こどもたちを中心に鹿児島県の様々な地域の人々に対して、生涯スポーツであるテニスを指導する事業を行うことにより、テニスの普及・健康増進及びこどもたちの健全育成を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 本スクールの会員は、次の3種類とする。

①一般会員 ②ジュニア会員 ③キッズ会員

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第6条 会員は本スクールの定める入会金と年会費を入会時に月会費は毎月末日迄に納入する。会費等は別途定める金額になります。その金額は社会経済情勢その他により変更いたします。既納の会費等は基本的に返納しないものとする。

(保険)

第7条 会員は入会時にスポーツ団体保険に加入する。(任意)

(退会)

第8条 会員は退会希望の当月 10 日までに退会届を理事長に提出することにより退会することができる。

(休会)

第9条 会員は病気やけが等の理由により長期にわたって休む場合は理事長に申し出る。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の項目に該当する場合は資格を喪失する。

1. 退会届を提出したとき。
2. 本人が死亡したとき。
3. 継続して3ヶ月以上会費を滞納したとき。
4. 除名されたとき。

(除名)

第11条 会員が次の項目に該当する場合は除名する。

1. 本スクールの会費を3ヶ月以上滞納し請求があっても完済しないとき。

2. 本スクールの規約に違反したとき。
3. 本スクールの名誉を傷つけたとき。
4. その他会員としてふさわしくない行為があったとき。

(組織の廃止・活動停止)

第 12 条 本スクールは次の事由より活動を停止することができる。

1. 災害・気象・事故によるとき。
2. 活動場所の閉鎖・補修によるとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

(会員の事故)

第 13 条 会員が本スクールの活動中に故意及び過失によって生じた事故、障害、盗難、器物損傷等に関して、本スクール及びスタッフは一切の責任を負いません。

(変更事項)

第 14 条 会員は住所等の変更があった場合は速やかに届ける。

附則

この規約は、2008 年 7 月 4 日から施行する。

この規約は、2010 年 4 月 1 日から一部改定する。

この規約は、2019 年 7 月 1 日から一部改定する。

この規約は、2023 年 4 月 1 日から一部改定する。